

## 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン等の改訂の視点・主な改訂内容

(R5.5月改訂)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴い、日常における基本的な感染対策は、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされたが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染対策については、以下の点にご留意のうえ、適切に取り組むこと。なお、対策の実施にあたっては、避難の状況や感染症の発生状況等を踏まえ、柔軟に対応すること。

- ・ マスク、手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資の確保
- ・ 避難所内の適切な換気の実施
- ・ 感染対策を考慮した避難スペースの確保（【兵庫県における標準的な目安】参照）
- ・ 検温や問診等による避難者の健康状態の確認
- ・ 避難所内の清掃や消毒、清潔の保持
- ・ 感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保

### (1) 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン

一般的な感染症に対応したガイドラインとすることに伴う修正

- ・ ガイドラインの名称を「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」から「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に改称
- ・ 全文をとおして「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症等感染症」に修正
- ・ 全文をとおして新型コロナウイルス感染症等の感染対策について、「徹底」から「推奨」に修正

### (2) 兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル

全文をとおして新型コロナウイルス感染症等の感染対策について、「徹底」から「推奨」に修正